令　和　５　年　度

（２０２３年度）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

平塚市監査委員

６平監第６４号
令和６年（２０２４年）８月９日

平塚市
市長　落　合　克　宏　様

平塚市監査委員　市　川　喜久江
同　　城　田　孝　子
同　　山　原　栄　一
同　　秋　澤　雅　久

令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、令和６年７月１９日付けで審査に付された令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目　　次

令和５年度健全化判断比率審査意見 ---------- １
令和５年度平塚市病院事業会計資金不足比率審査意見 ---------- ３
令和５年度平塚市下水道事業会計資金不足比率審査意見 ---------- ５
令和５年度平塚市水産物地方卸売市場事業特別会計資金不足比率審査意見 ---------- ７

審査資料
１　健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等について ---------- ９
２　健全化判断比率の算定方法について ---------- ９
３　健全化判断比率の算定数値について ---------- １１
４　資金不足比率の算定方法について ---------- １２
５　資金不足比率の算定数値について ---------- １２

令和５年度健全化判断比率審査意見

１　審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準	説　明
ア　実質赤字比率	－	－	11.25％	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
イ　連結実質赤字比率	－	－	16.25％	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ　実質公債費比率	5.0％	4.7％	25.0％	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ　将来負担比率	14.5％	22.5％	350.0％	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

（注１）早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準
（注２）実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「－」で表示される。

（２）　個別意見

ア　実質赤字比率について

令和５年度の実質収支は、2,740,697 千円であり、黒字であるため表示されない。

イ　連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質収支は、13,968,124 千円であり、黒字であるため表示されない。

ウ　実質公債費比率について

令和５年度の実質公債費比率は 5.0％となっており、早期健全化基準の 25％を下回っている。

エ　将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は 14.5％となっており、早期健全化基準の 350％を下回っている。

したがって、財政は健全な状態にあると認められる。

（３）　是正改善を要する事項

以上を踏まえ、指摘すべき事項は特にない。

令和５年度平塚市病院事業会計資金不足比率審査意見

１　審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	説　明
ア　資金不足比率	－	－	20.0％	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

（注）資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「－」で表示される。

（２）　個別意見

ア　資金不足比率について

資金不足比率は、剰余額が 6,132,188 千円となっており、資金の不足額が生じておらず、良好な状態にあると認められる。

（３）　是正改善を要する事項

以上を踏まえ、指摘すべき事項は特にない。

令和５年度平塚市下水道事業会計資金不足比率審査意見

１　審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	説　明
ア　資金不足比率	－	－	20.0％	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

（注）資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「－」で表示される。

（２）　個別意見

ア　資金不足比率について

資金不足比率は、剰余額が 3,584,765 千円となっており、資金の不足額が生じておらず、良好な状態にあると認められる。

（３）　是正改善を要する事項

以上を踏まえ、指摘すべき事項は特にない。

令和５年度平塚市水産物地方卸売市場事業特別会計資金不足比率審査意見

１　審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	説　明
ア　資金不足比率	－	－	20.0％	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

（注）資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「－」で表示される。

（２）　個別意見

ア　資金不足比率について

資金不足比率は、剰余額が 250 千円となっており、資金の不足額が生じておらず、良好な状態にあると認められる。

（３）　是正改善を要する事項

以上を踏まえ、指摘すべき事項は特にない。

審査資料

1　健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等について

対　　象			健全化判断比率				資金不足比率
			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計			○	○	○	○	－
特別会計	競輪事業特別会計		－	○	○	○	－
	国民健康保険事業特別会計		－	○	○	○	－
	介護保険事業特別会計		－	○	○	○	－
	後期高齢者医療事業特別会計		－	○	○	○	－
	公営企業会計	病院事業会計	－	○	○	○	○
		下水道事業会計	－	○	○	○	○
		水産物地方卸売市場事業特別会計	－	○	○	○	○
一部事務組合・広域連合							
金目川水害予防組合			－	－	○	○	
神奈川県後期高齢者医療広域連合			－	－	○	○	

（注１）「○」表示が対象となる会計等。

2　健全化判断比率の算定方法について

１　実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

２　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

３　実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{地方債の元利償還金等（※1）} - \text{（特定財源（※2）＋元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

※1　一般会計等に係る公債費・公営企業債充当繰入金・公債費に準ずる債務負担行為・一時借入金の利子

※2　地方債償還額に充当した都市計画税・市営住宅使用料・貸付金返還金

４　将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（※3）} - \text{充当可能財源等（※4）}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入公債費等の額}}$$

※3　一般会計等地方債現在高・債務負担行為支出予定額・公営企業債等繰入見込額・退職手当負担見込額・設立法人の負債額等負担見込額

※4　充当可能基金・都市計画税・国庫支出金・市営住宅使用料・貸付金返還金・基準財政需要額算入見込額

３　健全化判断比率の算定数値について

１　実質赤字比率の数値　（単位：千円）

	令和５年度	令和４年度
一般会計等の実質赤字額	△2,740,697	△3,454,469
標準財政規模	51,946,354	50,940,552

（注）「△」表示は参考として黒字額を表す。

２　連結実質赤字比率の数値　（単位：千円）

	令和５年度	令和４年度
連結実質赤字額	△13,968,124	△16,266,993
標準財政規模	51,946,354	50,940,552

（注）「△」表示は参考として黒字額を表す。

３　実質公債費比率の数値　（単位：千円）

	令和５年度	令和４年度	令和３年度
地方債の元利償還金等	8,964,954	9,257,491	8,863,226
特定財源	2,222,363	1,891,913	1,316,875
標準財政規模	51,946,354	50,940,552	51,783,439
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,660,264	4,894,225	5,102,327

４　将来負担比率の数値　（単位：千円）

	令和５年度	令和４年度
将来負担額	95,279,798	98,811,625
充当可能財源等	88,385,309	88,442,202
標準財政規模	51,946,354	50,940,552
基準財政需要額算入公債費等の額	4,660,264	4,894,225

４　資金不足比率の算定方法について

１　資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

５　資金不足比率の算定数値について

１　資金不足比率の数値

（単位：千円）

		令和５年度	令和４年度
病院事業会計	資金の不足額	△6,132,188	△7,769,232
	事業の規模	12,922,916	12,640,574
下水道事業会計	資金の不足額	△3,584,765	△3,212,440
	事業の規模	4,805,145	4,920,569
水産物地方卸売市場事業特別会計	資金の不足額	△250	△250
	事業の規模	5,031	0

（注１）「△」表示は参考として資金の剰余額を表す。